



# フリマアプリの利用は慎重に!

### ▼相談窓口

(※土日祝日、年末年始除く)

- ・小諸市消費生活センター  
☎ 31-5100(消費者相談専用)
- ・長野県東信消費生活センター  
☎ 0268-27-8517
- ・消費者ホットライン ☎ 188

長野県消費者被害防止キャラクター「モシカっち」



インターネット上で個人同士が商品等を売買できる、フリマアプリはとっても便利。最近では、「終活」目的に高齢者の利用も増えているんだ。でも、便利な反面、トラブルの危険も潜んでいるよ。フリマサービスは個人同士の取引なので、トラブルが起きた場合、基本的には当事者間で解決することが求められているんだ。僕と一緒に、トラブル事例や気をつけるべきことを確認しよう!

## Check 実際にあったトラブル事例

### 【購入者側】

- ①バッグを購入したが、届いたのは偽物。売主に連絡したが返信がない。
- ②売主から、お金がないので商品到着前に受取評価してほしいと言われ、応じたが、届いた物はまったく価値のない別物だった。

### 【出品者側】

- ③ルールどおり、出品・発送したが買主と返品トラブルが発生。代金は支払われず、買主から商品が返送されるはずが返送されない。
- ④買主に商品を発送したが、宛所不明で商品が戻ってきた。送料が自己負担となった。

## Check 利用する前に覚えておきたいこと

- フリマアプリ運営会社は、取引の安全性を確保するために、「**取引ルール**」や「**補償制度**」「**補償の適用条件**」を詳細に設けています。利用する前に必ず内容確認し、納得してから利用しましょう。 ← 事例①②③④
- 届いた商品の中身を**しっかり確認してから、受取評価**などの手続きをしましょう。フリマアプリの「取引ルール」に違反すると、補償等が適用されない場合もあります。 ← 事例②
- 配送に関するトラブルを避けるため、**追跡可能な配送方法を指定**することが大切です。 ← 事例③④

# べいはんかんのうがんでいし 米飯官能鑑定士養成講座を開催

参加者大募集

おいしいお米の見分け方やおいしく炊くコツなどを、お米のプロから講習・実技等をとおして学びます。受講者は有資格者として認定され、認定証が交付されます。受講料は、無料です。

※感染拡大防止を実施し、開催します。

▶講師 米食味鑑定士協会会長 鈴木秀之  
(株)イリグチ代表取締役 入口壽子

▶日時 9/18(土) 9:00 ~ 12:30

▶場所 小諸市文化センター

▶定員 30名(先着)

▶申込 氏名・住所・年齢・連絡先を明記してメール、FAX または電話でお申込みください。

圃 農林課 農業ブランド振興係

TEL : 0267-22-1700 (内線 2221) FAX : 0267-24-3570 Mail : noshin@city.komoro.nagano.jp